



# 島根県報

平成20年 7月11日 (金)  
第 1,999 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	1
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の認定	( " )	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院の指定	( " )	2
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定	( " )	3
保安林の指定施業要件の変更	(森 林 整 備 課)	3

### 公 告

島根県公営企業会計総合管理システム更新業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	(企 業 局 総 務 課)	3
--	---------------	---

### 病 院 局 規 程

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程		7
--------------------------------	--	---

### 漁 調 委 告 示

定置漁業の漁場計画の変更に関する公聴会の開催		7
------------------------	--	---

### 雑 報

平成20年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施	(消 防 防 災 課)	8
平成20年度液化石油ガス設備士試験の実施	( " )	9

## 告 示

### 島根県告示第584号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 7月11日

島根県知事 溝 口 善 兵 衛

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136 - 2	平成20年 6月24日

### 島根県告示第585号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年7月11日

島根県知事 溝口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
心療内科漢方松江駅前クリニック	松江市東朝日町136 - 2	平成20年5月31日

島根県告示第586号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成20年7月11日

島根県知事 溝口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	
門脇 徹	呼吸器科	独立行政法人国立病院機構松江病院	松江市上乃木5丁目8 - 31	平成20年6月26日
荘司 琢郎	眼科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成20年6月26日
美津島 穰	脳神経外科	松江生協病院	松江市西津田8丁目8 - 8	平成20年6月26日
古田 晃一郎	内科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917 - 2	平成20年6月26日
坂根 洋史	内科	さかね内科	浜田市殿町76 - 6	平成20年6月26日
佐藤 秀俊	循環器科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成20年6月26日

島根県告示第587号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

平成20年7月11日

島根県知事 溝口 善兵衛

名称	所在地	認定年月日
医療法人昌林会安来第一病院	安来市安来町899 - 1	平成20年7月1日

島根県告示第588号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

平成20年7月11日

島根県知事 溝口 善兵衛

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人昌林会安来第一病院	安来市安来町899 - 1	平成20年 7 月 1 日

## 島根県告示第589号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第 2 項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第 1 号の規定により告示する。

平成20年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		自立支援医療 の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地		
くすりのファミリアみずほ薬局	邑智郡邑南町市木2153 - 1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 7 月 1 日

## 島根県告示第590号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
大田市富山町山中字久谷2747 - 1
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

島根県公営企業会計総合管理システム更新業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成20年 7 月 11 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 提案競技に付する事項
  - (1) 名称

島根県公営企業会計総合管理システム更新業務

## (2) 仕様

「島根県公営企業会計総合管理システム更新仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

## (3) 提案価格の上限

29,930,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く)の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- (4) 参加資格確認書類の提出期限日において、島根県が実施する入札について指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立がなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (7) 都道府県の公営企業会計部門(企業局等)に対して、公営企業会計システムの開発業務を実施した実績を有すること。

## 3 提案競技説明に関する事項

## (1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

## ア 配布期間

平成20年7月11日(金)から平成20年7月25日(金)

閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時まで(午後0時15分から1時までの間は除く。)

## イ 配布場所

島根県企業局総務課

企業局ホームページにも掲載する。

## (2) 提案競技説明会

## ア 日時

平成20年7月22日(火)14時00分から

## イ 場所

松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟第1会議室

## 4 提案競技参加資格確認手続に関する事項

## (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格申請書

イ 会社概要書又は経歴書

ウ 登記事項証明書又は身分証明書

エ 財務諸表(決算報告書)

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書

カ 消費税及び地方消費税の滞納又は納税義務がないことの証明書

キ システム開発業務の受注実績

## ク 担当者届

## (2) 提出書類の型式

提案競技実施要領による。

## (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## ア 提出方法

郵送又は持参による。

## イ 提出期限

平成20年 7月31日(木)午後 5 時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後 5 時までに必着のこと。

## ウ 提出先

松江市殿町8番地

島根県企業局総務課

## 5 提案競技参加資格の審査結果の通知

申請者に対し、平成20年 8月 7日付けで郵送により通知する。

## 6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファックス、電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 提出先は提案競技参加資格確認申請書提出先と同じとする。

(3) 提出期限は平成20年 7月28日(月)午後 5 時までとする。

(4) 質問に対する回答は平成20年 8月 4日(月)までに提案競技実施要領配付者全員に文書又はファックスにより通知する。

## 7 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

## (1) 提案書の内容

島根県公営企業会計総合管理システムの更新について提案すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

## (2) 要求する仕様

「仕様書」を参照とすること。

## (3) 提出書類の型式

提案競技実施要領による。

## (4) 書類の提出方法

## ア 提出方法

郵送又は持参とする。

## イ 提出期限

平成20年 8月22日(金)午後 5 時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、期限日の午後 5 時までに必着のこと。なお、必要に応じて、提案書の内容についてヒアリングを行う。

## ウ 提出先

提案競技参加資格確認申請書提出先と同じ。

## 8 選定方法

## (1) 評価手順

別に設置する「島根県公営企業会計総合管理システム更新に係る提案競技評価委員会」(以下「評価委員会」という。)において厳正な評価、選定を行う。

## ア 第一次審査

提案価格に100分の105を乗じて得た額が、上限額の範囲内の提案書についてのみ書面審査を行い、優良提案数件

を選定する。

イ 第二次審査

第一次審査で選定された提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を特定する。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案内容が、仕様書の必須要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしている提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加点する方法により算出する。

ウ 評価視点（評価項目）は次のとおりとする。

- a システム信頼性に関する項目
- b システムの開発能力に関する項目
- c セキュリティ対策に関する項目
- d システムの操作性及び利便性に関する項目
- e システムの長期使用及び拡張性に関する項目
- f 更新目的への適合性に関する項目
- g データ移行の確実性に関する項目
- h 仕様に無い有効な提案に関する項目
- i 保守・管理の合理性に関する項目
- j システム更新費用に関する項目

(3) 選定結果の通知

第一次審査の選定結果については、次のア及びイに掲げる事項を、第二次審査の選定結果については、次のアからエに掲げる事項を提案者に対し郵送により通知する。

なお、一次審査において選定された提案者に対しては、第二次審査の選定のための日程等について併せて通知する。

ア 採否の旨

イ 採否の理由

ウ 採択した提案書を提出した者の氏名（名称）

エ 評価委員会構成

(4) 審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき、又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約の締結

評価委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内で決定する。

(3) 前金払

前金払いは行わない。

(4) 契約保証金

島根県企業局財務規程（昭和40年 4月 1日島根県公営企業管理規程第 2号）第90条により準用する島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第 1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69号の 2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上、定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング・プレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690 - 8501

島根県松江市殿町8番地

島根県企業局総務課経理グループ

電話（直通）0852 - 22 - 5674

ファックス 0852 - 22 - 5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

## 島根県病院局管理規程

### 島根県病院局管理規程第17号

島根県病院局の職員の職の設置に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第 5号）の一部を次のように改正する。

平成20年 7月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別表中 「診療情報管理士  
精神保健福祉相談員」 を 「診療情報管理士  
医療情報技師  
社会福祉士  
精神保健福祉相談員」 に改める。

#### 附 則

この規程は、平成20年 7月11日から施行する。

## 漁業調整委員会告示

### 島根海区漁業調整委員会告示第 2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第 4項の規定に基づき、次のとおり定置漁業の漁場計画の変更に関する公聴会を開催する。

平成20年 7月11日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕



1 日時、場所及び案件

日時	場所	案件
平成20年7月25日 14時15分	松江市朝日町478 - 28 松江テルサ 中会議室	定置漁業の漁場計画の変更について (定第4号)

2 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する書類の名称  
定第4号の漁場計画、漁場図
- (2) 縦覧の期間  
平成20年7月11日から同年7月25日まで
- (3) 縦覧の場所  
島根県農林水産部水産課、松江水産事務所

---

雑 報

---

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成20年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条の規定により公示する。

平成20年7月11日

高圧ガス保安協会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

- 乙種化学責任者試験
- 乙種機械責任者試験
- 丙種化学責任者試験（液石）
- 丙種化学責任者試験（特別）
- 第二種冷凍機械責任者試験
- 第三種冷凍機械責任者試験
- 第一種販売主任者試験
- 第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成20年11月9日（日）午前9時30分から

3 試験地

松江市及び江津市

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

6 受験願書（案内）常置場所及び提出先

- (1) 電子受付：平成20年7月15日（火）から高圧ガス保安協会ホームページ掲載（<http://www.khk.or.jp>）
- (2) 書面受付：平成20年7月15日（火）から下記の試験事務所で無料配布  
松江市千鳥町15番地 コープビル1F  
社団法人島根県エルピーガス協会内 島根県試験事務所  
TEL0852 - 21 - 9716 FAX0852 - 27 - 8050



( 受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。 )

7 受験願書受付期間および受付方法

- (1) 電子受付：平成20年 8 月 25 日 ( 月 ) 午前 10 時から平成20年 9 月 7 日 ( 日 ) 午後 5 時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。( <http://www.khk.or.jp> )  
受付期間中、24時間受け付ける。
- (2) 書面受付：平成20年 8 月 25 日 ( 月 ) から平成20年 9 月 5 日 ( 金 ) まで  
島根県試験事務所で、郵送または直接受け付ける。  
( 郵送による場合は、平成20年9月5日までの消印があるもの ( 料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものあつては、平成20年9月5日までに到着したもの ) に限り受け付ける。  
ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なくすべて高圧ガス保安協会試験センターに提出 )

8 受験手数料

試験の種類	受験手数料	
	電子受付	書面受付
乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験	9,500円	10,000円
丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験	8,900円	9,400円
第一種販売主任者試験	8,000円	8,500円
第二種販売主任者試験	6,200円	6,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ持参すること。受験票を持参しなかった場合、または受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ( 昭和42年法律第149号 ) 第38条の 6 第 1 項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成20年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 ( 平成 9 年通商産業省令第11号 ) 第104条第 4 項の規定により公示する。

平成20年 7 月 11 日

高圧ガス保安協会長 作 田 穎 治

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成20年11月 9 日 ( 日 ) 午前 9 時30分から

技能試験 平成20年11月23日 ( 日 ) 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

4 受験資格

年齢、学歴、経験に関係なく誰でも受験できる。

5 合格基準

合格基準点は、筆記 ( 各科目 ) ・技能試験とも、それぞれ満点の 6 0 パーセント程度とする。

6 受験願書 ( 案内 ) の常置場所及び提出先

- (1) 電子受付：平成20年7月15日（火）から高圧ガス保安協会のホームページ掲載（<http://www.khk.or.jp>）
- (2) 書面受付：平成20年7月15日（火）から下記の試験事務所で無料配布

松江市千鳥町15番地 コープビル1F

社団法人島根県エルピーガス協会内

島根県液化石油ガス設備士試験事務所

TEL0852 - 21 - 9716 FAX0852 - 27 - 8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。）

7 受験願書受付期間および受付方法

- (1) 電子受付：平成20年8月25日（月）午前10時から平成20年9月7日（日）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページで受け付ける。（<http://www.khk.or.jp>）

受付期間中、24時間受け付ける。

- (2) 書面受付：平成20年8月25日（月）から平成20年9月5日（金）まで

島根県液化石油ガス設備士試験事務所で、郵送または直接受け付ける。

（郵送による場合は、平成20年9月5日までの消印があるもの（料金別納郵便、料金後納郵便、メール宅配便等それに類似するものにあつては、平成20年9月5日までに到着したもの）に限り受け付ける。）

8 受験手数料

- (1) 電子受付 22,500円
- (2) 書面受付 23,000円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ持参すること。受験票を持参しなかった場合、または受験票に写真を貼付していない場合は、受験できないものとする。